

改正

平成30年 3 月30日告示第73号

令和 2 年 4 月 1 日告示第104号

令和 3 年 3 月30日告示第53号

令和 6 年 6 月 2 8 日告示第181号

令和 8 年 2 月 1 6 日告示第16号

(趣旨)

第 1 条 市は、近年、生息数が急増しているニホンジカ及びイノシシの生息数を抑制するため、狩猟期間中にニホンジカ又はイノシシを捕獲した者に対し、予算の範囲内において三次市ニホンジカ及びイノシシ捕獲報奨金（以下「報奨金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、三次市補助金等交付規則（平成16年三次市規則第65号）に規定するもののほか、この告示に定めるところによる。

(報奨金の交付対象者)

第 2 条 報奨金の交付対象となる者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 市内に居住し、広島県による狩猟者登録を受けた者であること。
- (2) 世帯員全員が報奨金の交付申請時に納付すべき納期限の到来した市税、料等を完納していること。

(報奨金の捕獲対象)

第 3 条 報奨金の捕獲対象は、ニホンジカ又はイノシシを狩猟期間中に市内において捕獲したものとし、市外での捕獲及び市から許可された有害鳥獣捕獲は対象外とする。

(報奨金の額)

第 4 条 報奨金の額は、次のとおりとする。

捕獲対象	1 頭当たりの報奨金の額
ニホンジカ	2,500円
イノシシ	2,500円

(報奨金の交付申請)

第 5 条 報奨金の交付を受けようとする者は、三次市ニホンジカ及びイノシシ捕獲報奨金交付申請

書（様式第1号）に次に掲げる書類及び捕獲したニホンジカ又はイノシシの尻尾を添付し、捕獲した日の属する年度の3月15日までに市長に提出するものとする。

- (1) 広島県の当該年度の狩猟者登録証の写し
- (2) 捕獲実績個表（様式第2号）
- (3) 捕獲の位置図
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（報奨金の交付決定）

第6条 市長は、前条の申請について内容を審査のうえ、適当と認めるときは、申請者に対して三次市ニホンジカ及びイノシシ捕獲報奨金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（報奨金の請求）

第7条 前条の規定により報奨金の額の決定を受けた者は、遅滞なく三次市ニホンジカ及びイノシシ捕獲報奨金交付請求書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（決定の取消及び報奨金の返還）

第8条 市長は、報奨金の交付を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、交付した報奨金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 不正な手段により報奨金の交付を受けたとき。
- (2) この告示に定める規定に違反したとき。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成27年11月1日から施行する。

（この告示の失効）

- 2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成30年3月30日告示第73号）

この告示は、平成30年3月30日から施行する。（後略）

附 則（令和2年4月1日告示第104号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日告示第53号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第27条から第37条までの規定は、令和3年3月30日から施行する。

附 則（令和6年6月28日告示第181号）

この告示は、令和6年6月28日から施行する。

附 則（令和8年2月16日告示第16号）

この告示は、令和8年3月30日から施行する。